

滋賀のアーカイブズ

《第1回県史編さんだより》

- ・県史編さん事業の開始にあたってP.2
- ・新時代の県史の刊行をめざしてP.2~3
- ・【編集会議通信】編集委員（部会長）紹介P.4
- ・【事務局だより】資料収集・情報発信についてP.5
- ・【資料紹介⑩】滋賀県警察部 大津事件関係文書P.6
- ・【資料紹介⑪】東久邇宮御成関係書類P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセスP.8

ISSN 2435-8223



第1回県史編さん編集会議

県史編さん事業の開始にあたって

滋賀県知事 三日月 大造



三日月知事

私たちにはこの三年間、新型コロナウイルスを経験してきました。このコロナ禍は、近代以降、飛躍的に発展してきた私たちの社会が、大きな曲がり角に差しかかっていることを、明らかにしたのではないでしょか。誰も犠牲にならない社会、お金やモノだけではなく価値や意味に重きを置き、多様な生き方を許容する社会を目指していきたいと考えます。私たちは、「よき祖先」として、次代を担う子どもたちのために、子どもとともに未来を切り拓かなくてはなりません。

このような「シン・ジダイ」に向けてチャレンジする際、新たな知見や専門知識を活用することはもちろんですが、これまでの県のあゆみや、先人の努力と知恵を振り返って、歴史に学ぶことも大切なことだと思います。これから編さんされる県史は、「未来を考える知的資源」であり、子どもを含む幅広い世代に、しっかりと伝えていきたいと考えています。

明治五年（一八七二年）九月二十九日、現在と同じ形の滋賀県が誕生し、昨年一五〇年の節目を迎えるました。本県では、全序をあげて県政一五〇周年記念事業に取り組み、そのなかで新たな県史編さんに向かた方針（滋賀県史編さん大綱）について、県民の皆様にご意見を伺いながら策定し、本格的な編さんに着手しました。

今回の県史さんは、本県にとって三期目にあたるもので、第一期は、古代から大正期までを対象としているので、昭和三年（一九二八年）に刊行しています。続く第二期は、第一期以降の時期を扱った「昭和編」として昭和六十一年（一九八六年）に刊行しました。おおむね五〇年ごとに、県史を編さんしてきたわけですが、今、滋賀県史を新たに編さんする意義は、單に県政一五〇周年の節目というものだけではないと、私は考えています。

新時代の県史の刊行をめざして

県史編集委員長 伊藤之雄



伊藤委員長

私は日本近代・現代の政治外交史を研究する一方、京都の明治維新から現代までを扱う『京都市政史』（全五巻）など、これまでに五つの地域の自治体史の編集・執筆を行ってきました。

県史は、滋賀県発足から一五〇年間を、一五年計画で「通史編」四巻や「資料編」二巻など全九巻で刊行することになりました。全体として学術的レベルを保ちながら、できる限り読みやすいものにすることを方針としています。その中には、全四巻の「通史編」約三二〇〇頁を一〇分の一に要約して滋賀県一五〇年の変化をわかりやすく描く巻や、写真・地図・CGで加工した図などにより地理・文化・民俗に関わるもの

を親しみやすく提示する巻も、含まれています。ところで、これまで二回にわたって県史が刊行されてきたにもかかわらず、今回改めてなぜ明治から現代までを刊行するのかについても説明しておきます。

それは第一に、県立公文書館にある冊子で約一万点の公文書を全面的に活用した県史を編さんすることです。東京都・大阪府・京都市など多くの自治体では、空襲も含めた様々な事情でこれほどの公文書は残つておらず、これは滋賀県民の貴重な文化財です。残念ながら、これまでの県史では公文書の活用が極めて不十分でした。

第二に、時代による制約です。たとえば、大正期までを対象とした一回目の県史は、郡会や県会の設置を地方自治発達の始まりとともに、その中で産業の近代化や県政の展開を描き、コンパクトながら当時の自治体史としてはすぐれたものでした。しかし、高校の教科書にも重要事項として登場する自由民権運動や普通選挙運動などの県下の状況には触れていません。これらを含め、多様な事実を踏まえて県の歴史の大きな流れを明らかにするには、県の公文書の調査のみならず、当時の新聞の検索や県内各地域、東京の国立国会図書館などで史料収集が欠かせません。

少子高齢化も含め、ここ三〇年来の経済停滞と財政赤字の蓄積によって、日本はどこまで没落していくのかと、多くの人が不安に思い始めているようです。このような時代の県史編さんは、人々にとって何が本当に重要なのか、それを守るにはどうすればよいのかを、過去の歴史を世界や日本の変化の中で見つめ直しながら考えることでしょう。県史は、人々の立場を越えて未来を選択する素材になると思われます。

幸い、政治・行政・産業・経済・環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗の各部門を指導し自らも

執筆する県史編集委員（部会長）に優秀な学者を得られ、最終的に五〇人近くになる執筆者の選定もかなり進んでいます。私にとってはこれまでの研究者人生の総決算であり、成果が楽しみな事業です。

第3 方針

滋賀県史編さん大綱（抜粋）

執筆する県史編集委員（部会長）に優秀な学者を得られ、最終的に五〇人近くになる執筆者の選定もかなり進んでいます。私にとってはこれまでの研究者人生の総決算であり、成果が楽しみな事業です。

プロフィール

伊藤之雄（いとう・ゆきお）

京都大学名誉教授・博士（文学）。専門は近現代日本政治外交史。昭和二十七年（一九五二）福井県出身。

京都大学大学院文学研究科博士課程満期退学。同大学院法学研究科教授などを経て現職。豊岡市史や亀岡市史など、多くの市町史編さんに関わり、京都市政史では代表を務めた。主な著書に『大正デモクラシーと政党政治』（山川出版社）『昭和天皇伝』（文藝春秋）、『大京都』の誕生』（ミネルヴァ書房）などがある。

滋賀県史の刊行計画

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1巻 | 通史編・戦前I（R13刊） |
| 第2巻 | 通史編・戦前II（R14刊） |
| 第3巻 | 通史編・戦後I（R17刊） |
| 第4巻 | 通史編・戦後II（R18刊） |
| 第5巻 | 資料編・戦前（R8刊） |
| 第6巻 | 資料編・戦後（R10刊） |
| 第7巻 | よくわかる滋賀県の一五〇年（R19刊） |
| 第8巻 | 目で見る滋賀県の一五〇年（R19刊） |
| 第9巻 | 年表（R19刊） |

*カッコ内の刊行年は、現時点での予定。

1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。

3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。

4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。
5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。

編集委員（部会長）紹介

○政治・行政（戦前）部会



【名前】森 靖夫
【職名】同志社大学 教授
【専門】近代日本政治史

○政治・行政（戦後）部会



【名前】森 裕城
【職名】同志社大学 教授
【専門】政治学

【一言】私は同志社大学法学部で近現代の日本政治史を教えていました。近代以降が中心となる今回の県史はまさに私の専門とする時代ですが、地方史は初めて取り組む仕事で、今からワクワクしています。県民の皆さんと一緒に立派な県史を作りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業・経済部会



【名前】坂根 嘉弘
【職名】広島修道大学 教授
【専門】近代日本経済史

【一言】産業経済では、以下の点に留意したいと考えています。①本県を日本全体の産業経済の流れの中に位置づけること、②叙述対象が特定地域に偏らないよう、本県各地の話題を取り上げること、③近江商人や太湖汽船、近江帆布など本県の特色ある諸事例について留意すること、です。

【一言】私は同志社大学法学部で近現代の日本政治史を教えていました。近代以降が中心となる今回の県史はまさに私の専門とする時代ですが、地方史は初めて取り組む仕事で、今からワクワクしています。県民の皆さんと一緒に立派な県史を作りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境・琵琶湖部会



【名前】香川 雄一
【職名】滋賀県立大学 教授
【専門】環境地理学

【一言】五〇年ぶりの県史編さん事業ということで、自分自身も滋賀県史の発刊を楽しみにしています。滋賀県は琵琶湖を代表に、環境意識の高い人々が数多く住んでいます。資料を収集し、通史を執筆していくことで、滋賀県の近現代史の記録化に貢献できることを望んでいます。

○社会・福祉部会



【名前】小林 文広
【職名】同志社大学 教授
【専門】近代日本社会史

【一言】琵琶湖を中心長い間近江国のもとまりを維持してきた滋賀県。ただ、その中には湖北、湖西、湖南など、それぞれ個性のある地域が広がる。「社会」を担当させていただく私は、そうした個性を踏まえ、地域の小さな変化をも見逃すことのないよう、目をこらしていきたいと思います。

○教育・文化・民俗部会



【名前】田中 智子
【職名】京都大学 教授
【専門】日本近現代教育史

【一言】し・が・ケン？？——最初は耳慣れなかつたはずの「滋賀県」が明治維新によって誕生して一世紀半。現在、私たちはずつかりこの名になじんでいます。末永く愛用され、広く世界にその歴史を伝えうる「県史」を上梓できるよう、人々の生きた軌跡とその所産の探究に尽力する所存です。

【事務局だより】

資料収集・情報発信について

当館は、県史編さんの事務局を担い、主に資料収集と情報発信を行います。以下はその概要です。

1 資料収集

(1) 新聞記事の収集

事務局が担う資料収集において、最も基本となるのが京都新聞（中外電報・日出新聞などを含む）記事の悉皆調査です。今年度から京都新聞社が提供を開始した記事データベースを用いて、滋賀県に関する重要記事をPDFとして収集を行います。年間一五〇二〇年分を収集する計画で、今年度は明治十四～三十三年分を予定しています。

そのほか、滋賀県に関する特に重要な記事については、毎日新聞や朝日新聞などからも収集する見込みです。

(2) 公文書・私文書の収集

県庁内の資料収集としては、議会事務局が所蔵する県議会議事録（県会日誌など）の撮影を行います。また、県令達（例規）や重要な事件・事業に関する歴史公文書の撮影もあわせて進め、公開可能なものはデジタルアーカイブとして、県民の皆様がお手持ちのパソコンなどからご利用できる環境を整えます。

そのほか、県政関係者の出した手紙や、郡役所文書、井伊家文書など、県内外の図書館・博物館などが所蔵

する資料の収集も、順次進めていきます。

資料の寄贈・寄託も受け入れておりますので、古い資料をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。

(3) 『滋賀県年表』の典拠確認

新しい年表（第九巻）の編さんに向けて、昭和六十一年に刊行した『滋賀県年表』の典拠資料の確認を行います。その際、『〇〇史』などの二次資料が用いられている場合は、公文書や新聞記事など同時期に作成された一次資料の調査・収集を行います。

(4) 専門部会からの依頼

そのほか、専門部会から依頼を受けた資料の撮影・収集も進めていきます。今年度は、滋賀銀行所蔵資料の調査や、『日本全国諸役員録』『工場通覧』を用いて県内の企業・工場のデータベース化を行っています。

2 情報発信

県史編さんの進捗状況や、調査研究の成果は、ホームページや、本紙を含む逐次刊行物、講演会の開催などを通じて、広く県民に提供する予定です。

令和五年六～八月は、県民情報室（県庁新館二階）前の展示コーナーで、ミニ展示「警察文書でたどる大津事件」を開催しました。本展示資料は、令和四年度に警察本部から当館が受け入れたもので、県史編さんによる一級資料と考えられるため、事務局で基礎的な調査を実施しました（資料の詳細は6頁参照）。

今後もさまざまなかたちで、県民にわかりやすい情報発信に努めますので、ぜひご期待ください。



ミニ展示「警察文書でたどる大津事件」の様子

【事務局体制（令和五年度）】

館長（兼）	青山 学
副館長（兼）	阿部 弘
審議員	小谷 充温
主任技師（公文書管理）	大月 英雄
県史編さん専門職員	山口 一樹
県史編さん員	松本 昂也
県史編さん員	立花 孝裕
県史編さん員	中西 友汰
県史編さん員	吉原 徹平
県史編さん員	野村 さなえ

*（兼）は、県民情報室との兼務。

（大月英雄）

滋賀県警察部 大津事件関係文書

明治二十四年（一八九一）五月、大津を訪問していたロシア皇太子ニコライを巡査津田三蔵が斬りつけた「大津事件」は、津田を死刑に処するよう圧力をかけた政府に対して、児島惟謙を院長とする大審院（現・最高裁判所）が司法権の独立を擁護したことで知られています。当館は令和四年度（二〇二二）、県警察本部より、事件当時の県警察部が作成した資料群を受け入れ、一般の閲覧に供することとなりました【令4-6822】。ここでは、その資料群の概要をご紹介します。

本資料群は、九冊の合本からなります。時期は事件当日の五月十一日を起点として、同月末に津田への判決が下った後、事件が落着した翌六月初め頃が中心です。内容は大まかには、①滋賀県知事・警察部と、政府や他府県知事・警察とのやり取り、②現場に居合わせた、あるいは津田と親交のある警部・巡査らへの聞き込み、③津田の素行調査、④津田の近親者や政党関係者、一般民衆の動向についての探偵記録、⑤事件落着後に事件の経過を整理したもの、などに分類できます。警護にあたつた巡査自身が大国ロシアの皇太子に危害を加えるという、前代未聞の事態に直面した県警察部がどのように対応しようとしていたかを示す、稀有な資料群と言えましょう。

例えば②に関して、現場責任者の巡査部長は、それ

まで津田の様子に特に異常はなかつたこと、見物に来ていた群衆に自身が気を取られているうちに事件が発生したこと、異変に気付き急いで現場に向かつたところ、他の警部が津田を取り押さえている様子を見て初めて、津田が犯人だと悟つたことなどを証言しています【合本1（14）、8（34）】。こうした報告からは、事件発生時の現場の様子が生々しく示されます。

また④については、警察部が津田の親族や政党関係者等の動向をつぶさに調査していた実態が浮かび上がります【合本2、4、7、9】。これは事件が政府・警察への批判を引き起こすこと、あるいは津田の行いを肯定するような動きがあつた場合、それが対外関係上に不都合を來すことを恐れたものと考えられます。

そして右記の調査とも関わりますが、県内各地の警察署長らによる民情報告にも、興味深いものがあります。彦根警察署高宮分署長は、管内の「人民一般」が事件の結末を憂慮していると報告しています。ただし「細民」の心配はロシアと戦争が発生することによって「米価の騰貴」が発生するのではないかという点もあり、国家的危機として事件の行く末を憂慮した「村長其他有志者」らは、「其趣は異な」つていたことにも言及しています【合本7（38）】。事件に対する人びとの反応にも、微妙な差異があつたことが垣間見えます。

当館は他にも、県庁や郡役所が作成した大津事件関係の資料を多数所蔵しております。本欄で紹介した警察文書とあわせてご覧いただくことで、事件時における現場の状況を、より立体的に再構成することができるでしょう。ぜひご利用ください。

（立花孝裕）

《主な関連資料》

知事官房『懲戒書類編冊』【明治21】

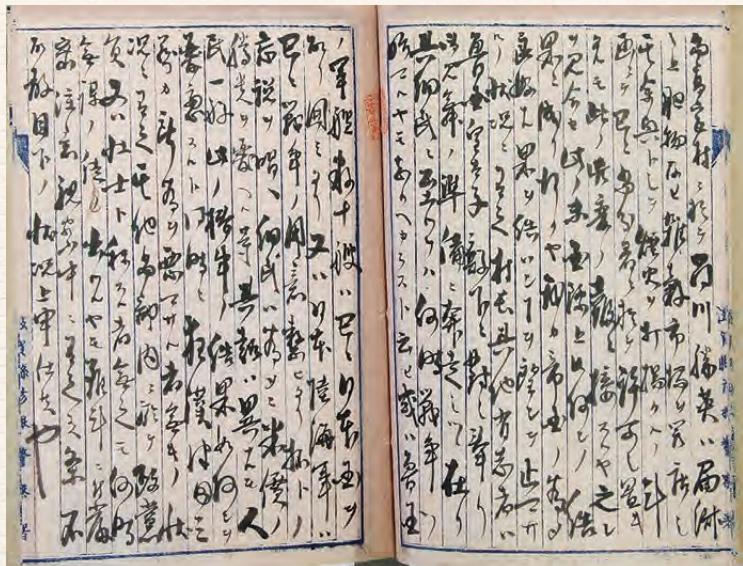
内務部第一課『行幸啓』【明治23】

滋賀郡役所『明治24年3月露国皇太子殿下御遭難記事原議』【明治24-1】

内務部第一課『明治24年5月11日露国皇太子殿下御遭難記事（稿本）』【明治24-2】

内務部第一課『露国皇太子殿下御遭難関係書類』【明治24-4】
（合本）【明治24-3】

内務部第一課『明治24年3月露国皇太子殿下御遭難記事（稿本）』【明治24-2】



彦根警察署高宮分署長による上申書【令4-6822-7(38)】

東久邇宮御成関係書類

今から八〇年前の昭和十八年（一九四三）十一月、東久邇宮稔彦王陸軍大将による滋賀県への視察が行われました。当館では、この視察に関する資料をまとめた簿冊、『東久邇宮御成関係書類』（昭か33）を所蔵しています。今回は、視察の経過をたどりつつ、この簿冊に綴じられた資料の一部をご紹介したいと思います。

当時、東久邇宮は防衛総司令官として、敵機の空襲に対して、国土の防衛を担う立場にありました。防衛総司令部側の資料にも「防衛総司令官ノ御資格ヲ以テ」の視察である、とあります（編次8）。

東久邇宮は、県庁で菊池盛登知事から、防空監視隊や防空に関わる設備、非常用の食糧、資材の備蓄、近隣府県への応援準備など、滋賀県における防空一般概況に関して説明を受けています。特に、琵琶湖上の船舶への警報伝達用の吹流と点滅信号機の設置や、消防のためのポンプ船の配備に触れている点は、滋賀県特有の事情を反映したものといえます（編次1-1）。また、大津防空隊監視隊長（県警警部補）からは監視本部について、一四箇所の監視哨を配下に置いていることや、男性の応召や徵用のため、この年の五月一日からは、女性の「採用専門定職化」（専門）を図り、「男子ニ劣ラヌ成績ヲ挙ゲテ」といふと説明されています（編次1-2）。

東久邇宮はその後、隣組防空群の「模範的ナモノ」とされた、中京井筒町内会による防空群防空訓練も視察しており（編次1-3）、この時の滋賀県への御成が防空問題に重点をおいたものであったことがわかります。

東久邇宮は大津陸軍少年飛行兵学校、朝日紡績株式会社草津工場、そして八幡町、愛知川町、彦根市の三箇所の防空監視哨も訪れていました。

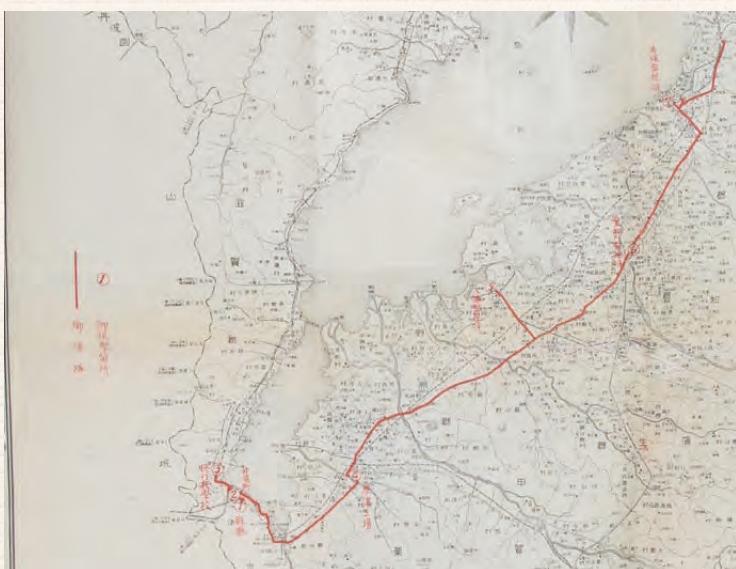
大津陸軍少年飛行兵学校は、昭和十八年四月に開校し、少年飛行兵に対しても基礎的な教育を施す機関でした。本簿冊には、「殿下御台覧滑空実施計画」がおさめられており、視察に際してもグラライダー訓練が実演されたものと思われます（編次7）。

朝日紡績株式会社草津工場は、軍需用の帆布を製造し、陸軍被服廠や海軍艦政本部など、軍の関係機関を主な納入先としていました。「朝日紡績株式会社草津工場概況」では、こうした生産活動に関する説明のほか、職場内での組織の編成や消火設備の整備など、工場の「自衛防空」の備えや、警戒警報発令時における作業の継続などについても述べています（編次1-4）。

三箇所の防空監視哨のうち、八幡監視哨は八幡山城址に設置されたもので、大津防空監視隊本部に属し、北方の敦賀、北東の名古屋方面に重点を置いて監視していました。同監視哨からは日本陸海軍の航空機が視界に入るため、一日平均百回、多いときで五百回以上の通信があつたようです。また、本簿冊には「八幡防空監視所図面」「愛知川監視哨正面平面図」が収められており、当時の監視哨の様子をることができます（編次1-5、8）。

当館では、『東久邇宮御成関連書類』のほか、『防空通信設備費起債関係書、自昭和十四年度至昭和十六年度』（昭ぐ63-1）など、防空に関する資料も所蔵しています。あわせてご利用ください。
（松本昂也）

〔参考文献〕
『新修 大津市史 第六巻（現代）』大津市、一九八三年



東久邇宮稔彦王殿下御成御リ順路略図【昭か33(5)】

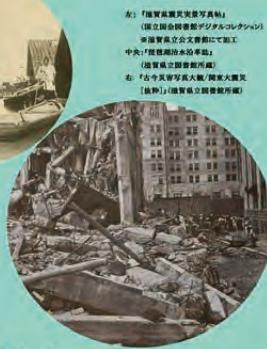
催し物案内

企画展示

- 「災害時こそ手を取りあって」
—地震・水害・台風—

7月24日(月)～10月19日(木)

県内で発生した災害や県外への滋賀県による救援活動などを通じて、人びとはどう災害に向か合ってきたのかを紹介していきます。



左：「滋賀県震災被災者写真帖」
(国立国会図書館デジタルコレクション)
中：滋賀県立公文書館にて施工
中央：「滋賀県救助本部本部」
(滋賀県立公文書館所蔵)
右：「古今美術文庫大観・開業大記念
「桃姫」(滋賀県立公文書館所蔵)

第13回企画展 災害時こそ手を取りあって-地震・水害・台風-

2023.7.24(月)

▶ 2023.10.19(木) 見学無料 閉館日：土日、祝日 場所：滋賀県立公文書館 (Tel:077-528-3126)

利用案内

【利用時間】午前9時～午後5時
【休館日】土曜日、日曜日、祝日
【年末年始】(12月29日～1月3日)

【閲覧方法】

①ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

②利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス（本県インターネットサービス）、郵便またはFAXで提出します。

* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います（やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります）。

準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。

③事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持つて御来室ください。

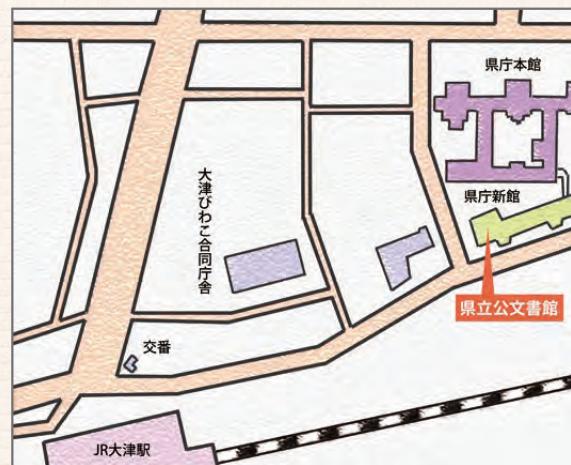
※目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

- 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（写しの交付もできます）。
- 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。

滋賀のアーカイブズ 第14号 令和5年(2023年)9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館
〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁新館3階
Tel : 077-528-3126
Fax : 077-528-4813
Mail : archives@pref.shiga.lg.jp



- ①JR大津駅から東へ徒歩5分。
②京阪電気鉄道島ノ関駅から山側（南南西）へ徒歩5分。